

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 52 号	平成27年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）	1
議案第 53 号	盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	4
議案第 54 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	8
議案第 55 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	18
議案第 56 号	盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について	20
議案第 57 号	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
議案第 58 号	盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	24
議案第 59 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	25
議案第 60 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について	26
議案第 61 号	訴え提起前の和解申立てについて	28
議案第 62 号	財産の取得について	29
議案第 63 号	財産の取得について	31
議案第 64 号	財産の取得について	32
議案第 65 号	権利の放棄について	33
議案第 66 号	盛岡市立巻堀中学校校舎大規模改造第Ⅰ期（建築主体）工事に係る請負契約の締結について	34
議案第 67 号	盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事に係る請負契約の締結について	35
議案第 68 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について	36
議案第 69 号	盛岡市東中野財産区管理委員の選任について	別紙
議案第 70 号	盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理委員の選任について	別紙
議案第 71 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	別紙
議案第 72 号	専決処分につき承認を求ることについて	41
議案第 73 号	専決処分につき承認を求ることについて	42

議案第 52 号

平成27年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,464,903千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 国庫支出金		19,999,782	31,244	20,031,026
	2 国庫補助金	6,029,338	18,435	6,047,773
	3 委託金	62,158	12,809	74,967
16 県支出金		6,790,726	63,550	6,854,276
	2 県補助金	3,087,997	63,550	3,151,547
19 繰入金		1,806,625	26,109	1,832,734
	2 基金繰入金	1,790,547	26,109	1,816,656
21 諸収入		1,423,459	14,000	1,437,459
	5 雜入	848,152	14,000	862,152
歳 入 合 計		111,330,000	134,903	111,464,903

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 12,665,560	千円 85,935	千円 12,751,495
	1 総務管理費	10,327,188	85,935	10,413,123
3 民生費		41,720,825	39,712	41,760,537
	1 社会福祉費	17,289,887	4,600	17,294,487
	2 児童福祉費	16,010,323	35,112	16,045,435
6 農林費		2,814,877	1,008	2,815,885
	1 農業費	2,331,157	1,008	2,332,165
7 商工費		1,223,603	2,698	1,226,301
	1 商工費	1,223,603	2,698	1,226,301
10 教育費		10,063,674	5,550	10,069,224
	1 教育総務費	787,450	5,550	793,000
歳 出	合 計	111,330,000	134,903	111,464,903

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

盛岡市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。
- (3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第3条中「個人情報」の次に「（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、特定個人情報でないものを除く。第6条、第23条第1項及び第34条を除き、以下同じ。）」を加える。

第6条第1項中「を取り扱う」を「（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第6条の2 実施機関は、番号法第9条各項の規定により個人番号を利用する目的（次項において「利用目的」という。）以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

第11条第2項中「代理人」の次に「（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第12条第2項中「本人又は」を「本人、」に、「若しくは代理人」を「又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）」に改める。

第13条第3号中「以外の個人に」を「（第11条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、次号、次条第2項及び第21条第1項において同じ。）以外の個人に」に改める。

第20条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第23条第1項中「係る個人情報」の次に「（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除く。）」を加える。

第26条第2項中「代理人」の次に「（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第27条第3項中「又は前条第2項」を「、前条第2項」に、「若しくは代理人」を「又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）」に改める。

第28条中「利用目的」を「利用の目的」に改める。

第32条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第33条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当

該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第34条第1項中「に関する個人情報」の次に「（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「よる」の次に「個人情報の」を加え、「（以下「利用停止請求」という。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第34条の2 何人も、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1） 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、同条の規定に違反して保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（2） 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

第35条第1項中「利用停止請求は」を「第34条第1項又は前条第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は」に改め、同項第2号中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条及び第37条において同じ。）」を加え、同条第2項中「又は前条第2項」を「、第34条第2項」に、「若しくは代理人」を「又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、第34条の2第2項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）」に改める。

第36条中「利用目的」を「利用の目的」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第5号に係る部分に限る。）、第6条の次に1条を加える改正規定（「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」に係る部分に限る。）、第20条第1項、第32条第1項及び第33条の改正規定、第34条の次に1条を加える改正規定（「（情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。）」に係る部分に限る。）並びに第35条第1項の改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1

条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱い並びに開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の手続について定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 54 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例
(盛岡市市税条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しないものにあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第5号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第7条の2第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、第45条の7第2項第1号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第118条の12第2項第1号及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第35条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第38条第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第38条の2の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第45条の7第2項中第2号を第3号とし、同項第1号中「納期」を「、納期」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号

第46条の2中「その住所、氏名又は名称、当該固定資産の種類、所在その他必要な事項を」を「次に掲げる事項について」に、「申告しなければ」を「申告をしなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 当該所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該申告をする者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 当該固定資産の種類及び所在

(3) その他必要な事項

第51条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第52条の2第1項第1号並びに第52条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第64条の2第1項第1号及び第64条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第81条第2項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第81条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第118条の12第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第129条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第3条の3第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3第1号、第7条の4第1号、第7条の5第1号及び第7条の6第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第14条を次のように改める。

第14条 削除

附則第36条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番

号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

（盛岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち盛岡市市税条例第26条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第1条中盛岡市市税条例附則第25条の5第5項第3号の改正規定の次に次のように加える。

附則第34条中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

第2条中盛岡市市税条例附則第31条の2及び第32条を削り、附則第33条を附則第32条とする改正規定、同条例附則第34条を改め、同条を附則第33条とする改正規定及び同条例附則第35条を附則第34条とし、附則第33条を附則第32条とする改正規定を次のように改める。

附則第31条の2及び第32条を削り、附則第33条を附則第32条とし、附則第34条を附則第33条とし、附則第35条を附則第34条とし、附則第35条の2を附則第35条とする。

附則第1条第5号中「附則第25条の5第5項第3号」の次に「、附則第34条」を、「第4項」の次に「並びに附則第4条第1項」を加え、同条第8号中「附則第4条」を「附則第4条第2項」に改める。

附則第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

新条例附則第34条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の規定 公布の日

（2）第1条の規定（盛岡市市税条例附則第3条の3及び第14条の改正規定を除く。）並びに次条から附則第4条まで、附則第6条及び附則第7条の規定 平成28年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第7条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告又は報告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）第7条の2の規定による申告又は報告については、なお従前の例による。

2 新条例第35条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成

27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第38条第9項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第38条第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

4 新条例第45条の7第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第45条の7第2項の申請書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第46条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第46条の2の規定による申告については、なお従前の例による。

2 新条例第51条の3第2項、第52条の2第1項、第52条の3第1項及び第2項、第63条第2項、第64条の2第1項並びに第64条の3第1項並びに附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6並びに第36条第1項及び第3項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項並びに附則第36条第3項の申告書、新条例第63条第2項の申請書又は新条例第51条の3第2項、第64条の2第1項及び第64条の3第1項並びに附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6及び第36条第1項の申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項並びに附則第36条第3項の申告書、旧条例第63条第2項の申請書又は旧条例第51条の3第2項、第64条の2第1項及び第64条の3第1項並びに附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6及び第36条第1項の申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第81条第2項及び第81条の2第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第81条第2項並びに第81条の2第2項及び第3項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第81条第2項並びに第81条の2第2項及び第3項の申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき 4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第90条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第90条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第90条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年

総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第1号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第16条第3号	第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸

売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 、第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用す

5項の項		る同条第6項
第7項の表第92条の2項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部	第4項の	第11項の
分	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用す

4項の項		る同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の , 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用す

3号の項		る同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第118条の12第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条の12第2項の申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第129条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第129条の規定による申告については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、市たばこ税の特例の税率を段階的に廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 55 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表14の項中「第7条の6 第1項第1号」及び「第18条第24項第1号」の次に「若しくは第2号」を加える。

別表65の17の項の次に次のように加える。

65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1枚につき 500円
---	-------------	------------

第2条 盛岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表65の18の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」を「省令」に改め、同項を同表65の19の項とし、同表65の17の項の次に次のように加える。

65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）。以下この項及び次項において「省令」という。）第11条第1項の規	個人番号カード再交付等手数料	1枚につき 800円
--	----------------	------------

定に基づき再交付した通知カードの返納を受けて行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付、省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付及び省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表14の項の改正規定に限る。） 公布の日
- (2) 第1条の規定（別表14の項の改正規定を除く。） 平成27年10月5日
- (3) 第2条の規定 平成28年1月1日

提案理由

建築主事による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき交付した通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手数料の額を定めようとするものである。

議案第 56 号

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市訪問介護等手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び通所介護」を「等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護 市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (2) 介護予防訪問介護 市が提供する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (3) 訪問サービス 市が提供する介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。
- (4) 通所サービス 市が提供する整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。

第3条第1項中「及び通所介護」を「、介護予防訪問介護、訪問サービス又は通所サービス」に改め、同条第2項中「掲げる」の次に「場合の」を加え、同項第1号中「法の規定により法第8条第2項に規定する」及び「整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 訪問サービス又は通所サービスを提供する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同一の世帯に属する者である場合 無料
 - イ 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第1項の規

定により算定した当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき（同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びにアに掲げる場合を除く。）当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者を当該要支援者であるとした場合における整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「算定額」という。）に 100分の20を乗じて得た額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 算定額に 100分の10を乗じて得た額

第4条中「訪問介護」の次に「、介護予防訪問介護又は訪問サービス」を加え、「通所介護」を「通所サービス」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市訪問介護等手数料条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提供する新条例第2条第3号に規定する訪問サービス及び同条第4号に規定する通所サービスに係る手数料について適用し、同日前に提供した市が提供する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービス及び改正前の盛岡市訪問介護等手数料条例第2条第2項に規定する通所介護に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

所得の額が一定の額以上である者に対して介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に準じた福祉サービスを提供する場合の手数料の額を定めるとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 57 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号アを次のように改める。

ア 常勤換算方法で、1人に、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。

第12条第2項第1号ア中「1人に」を「2人に」に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の生活相談員を置かない場合にあっては、同項第4号イの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置に関する基準を改めようとするものである。

議案第 58 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

(盛岡市改良住宅条例の一部改正)

第1条 盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山三丁目アパート1号館の項、市営青山三丁目アパート3号館の項及び市営青山三丁目アパート13号館の項を削る。

(盛岡市市営住宅条例の一部改正)

第2条 盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山三丁目アパート2号館の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、改良住宅のうち市営青山三丁目アパート1号館、市営青山三丁目アパート3号館及び市営青山三丁目アパート13号館を、市営住宅のうち市営青山三丁目アパート2号館をそれぞれ廃止しようとするものである。

議案第 59 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年 6月 12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用する。

提案理由

所得の少ない第1号被保険者について行う介護保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めようとするものである。

議案第 60 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

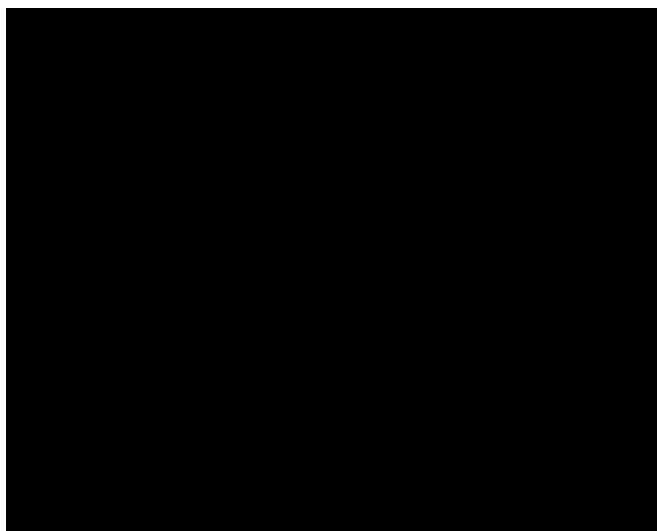
氏名

(4) 住所

氏名

(5) 住所

氏名



2 調停申立ての趣旨

- (1) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (3) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (4) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (5) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 61 号

訴え提起前の和解申立てについて

次のとおり訴え提起前の和解申立てをするものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 不在者財産管理人 [REDACTED]

2 和解の内容

相手方不在者財産管理人は、[REDACTED] 土地について、市が所有権を有することを確認する。

3 和解申立ての理由

市道岩手飯岡駅南公園線の整備に伴う用地取得において、保存登記がされていない、所有者不在の土地の所有権保存登記を行うにあたり、所有権を有することが確認される必要があり、不在者財産管理人と市との間で争いがないことから、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項の訴え提起前の和解の申立てを行うものである。

提案理由

所有者が不在である土地の所有権保存登記を行うため、和解の申立てを行うにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 62 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土 地 の 所 在 地	種 别	数 量	予 定 価 格
盛岡市緑が丘一丁目 114番1ほか4筆	雑種地	5,763.33m ²	226,028,736円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市内丸12番2号

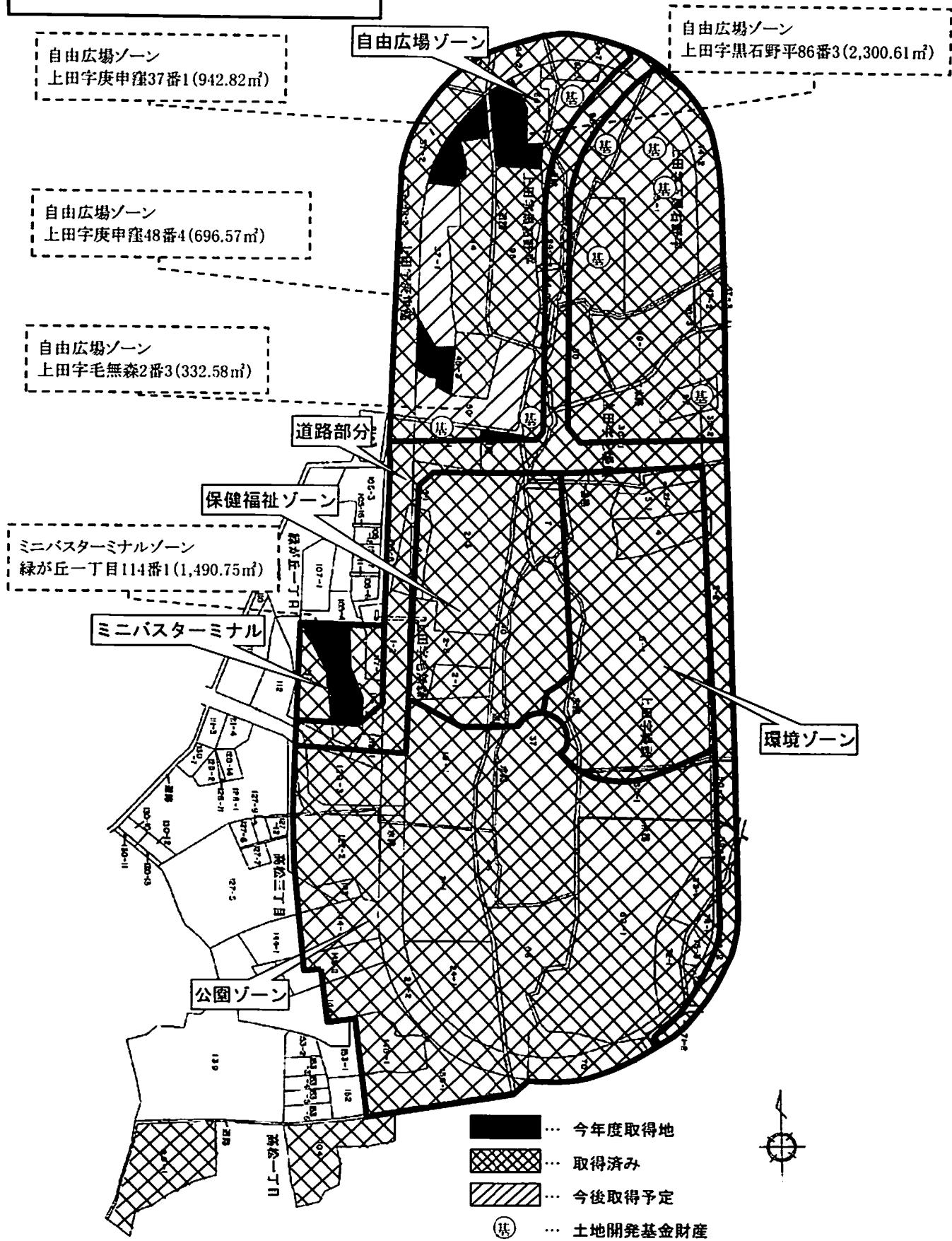
盛岡地区広域土地開発公社

4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

旧盛岡競馬場跡地整備事業に係る
平成27年度取得予定地



議案第 63 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車両	小型動力ポンプ付積載車の購入	2台	20,930,400円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 64 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車両	盛岡市アイスリンク氷上整備車の購入	1台	24,105,600円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 65 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 放棄する権利の種類・内容

(1) 権利の種類 盛岡市市立病院奨学資金貸付金の返還請求権

(2) 権利の内容 相手方

返還請求金額 金 864,000円也

2 放棄する理由 看護師として市立病院に5年以上在職し、その勤務成績が優良と認められるため。

3 放棄する時期 議決の日

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び盛岡市市立病院奨学資金貸付規程第16条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 66 号

盛岡市立巻堀中学校校舎大規模改造第Ⅰ期（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立巻堀中学校校舎大規模改造第Ⅰ期（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立巻堀中学校校舎大規模改造第Ⅰ期（建築主体）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 金 323,967,600円也

4 契約の相手方 菱和建設株式会社 代表取締役 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 67 号

盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事に係る請負契約の締結について
盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 契約工事の名称 | 盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 176,040,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 中危建設株式会社 代表取締役 |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 68 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A a 500	梨木町9号線	梨木町 129番13地先	梨木町 131番10地先
A a 501	館向町43号線	館向町 402番 5地先	館向町 131番 1地先
A b 768	黒石野二丁目20号線	黒石野二丁目 107番14地先	黒石野二丁目 107番11地先
B b 469	東桜山7号線	東桜山63番65地先	東桜山43番 6地先
B b 470	東桜山8号線	東桜山36番11地先	東桜山62番 6地先
B b 471	東桜山9号線	東桜山35番 6地先	東桜山35番 4地先
C a 115	畠返下鹿妻3号線	向中野字道明 1番 2地先	向中野字道明12番 2地先
C a 795	向中野 228号線	向中野字幅 1番 6地先	向中野字幅 1番 5地先
C a 796	向中野歩行者専用道18号線	向中野字細谷地61番 1地先	向中野字細谷地62番 4地先
C a 797	向中野 229号線	向中野字道明77番地先	向中野字道明47番地先
C a 798	向中野 230号線	向中野字細谷地62番 7地先	向中野字細谷地68番 1地先
C a 799	向中野 231号線	向中野字細谷地47番 2地先	向中野字細谷地62番 2地先
C a 800	向中野 232号線	向中野字細谷地49番 1地先	向中野字細谷地78番 1地先
C a 801	向中野 233号線	向中野字道明73番地先	向中野字道明77番地先
C a 802	向中野歩行者専用道19号線	向中野字細谷地49番 2地先	向中野字細谷地41番 8地先
C a 803	向中野歩行者専用道20号線	向中野字道明 184番地先	向中野字道明48番地先
C b 10	下太田本宮4号線	本宮字久保筋 204番地先	本宮六丁目80番地先

C b 11	下太田本宮 5号線	本宮字小幅 7番 9地先	本宮六丁目13番 1地先
C b 114	下太田 228号線	本宮字大宮65番 9地先	本宮字大宮 7番 4地先
C b 115	本宮下鹿妻 4号線	本宮字小林99番地先	本宮字小林 114番 2地先
C b 116	本宮下鹿妻 5号線	本宮字上越場42番 3地先	下鹿妻字辻屋敷80番地先
C b 521	本宮 236号線	本宮字鬼柳3番12地先	本宮字小林45番 8地先
C c 500	下太田下飯岡 1号線	下太田宮田40番 1地先	下太田林崎 160番地先
C c 501	下太田下飯岡 2号線	下太田宮田81番 1地先	下鹿妻字辻屋敷 113番 1地先
C c 502	上鹿妻猪去 2号線	上鹿妻字田貝 7番11地先	上鹿妻字與市新田 784番 1地先
C d 360	上鹿妻猪去 3号線	上鹿妻字清水田 4番 3地先	猪去米倉43番 1地先
D b 954	上堂一丁目31号線	上堂一丁目97番 8地先	上堂一丁目90番 3地先
D b 955	前九年三丁目40号線	前九年三丁目 208番 9地先	前九年三丁目 209番10地先
都 41	北街道 2号線	下飯岡11地割86番地先	下飯岡 3地割 249番地先
都 160	辻屋敷 3号線	下飯岡 3地割 266番地先	下飯岡 1地割55番 1地先
都 161	寺前 2号線	下飯岡11地割 136番 1地先	下飯岡 4地割 264番地先
都 4152	道明前 4号線	津志田 5地割23番 4地先	津志田 5地割23番11地先
都 4153	留場・北畑線	永井23地割 7番42地先	永井20地割17番 9地先
都 4154	下太田下飯岡 3号線	下飯岡 1地割72番 1地先	下飯岡 4地割 244番地先
都 4155	下太田下飯岡 4号線	下飯岡 4地割32番 1地先	下飯岡 4地割59番 1地先
都 4156	稻荷・林崎 2号線	羽場11地割45番地先	上飯岡13地割81番地先
都 4157	永堀中村 2号線	羽場 6地割 217番地先	羽場 6地割 177番地先
都 4158	永堀南百目木 2号線	羽場 7地割 154番 1地先	羽場 6地割 103番 1地先
都 4159	因幡 8号線	羽場14地割 106番 1地先	羽場14地割 103番地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
都 9	二又線	下飯岡 4 地割61番 1 地先	下飯岡 1 地割 103番地先
都 2622	駅前第2ニュータウン17号線	永井20地割17番28地先	永井20地割 4 番 1 地先

3 路線の変更

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C b 1	下太田本宮 2 号線	下太田杉田47番地地先	新 本宮六丁目 153番地先
			旧 本宮字小幅13番地の1地先
C b 102	下太田線	下太田林崎23番地の 1 地先	新 本宮字小幅 3 番 1 地先
			旧 本宮字大宮64番地の3地先
C b 103	本宮下鹿妻線	本宮字小林34番地の 1 地先	新 本宮字小林 116番地先
			旧 下鹿妻字辻屋敷85番地の 1 地先
C b 517	本宮 232号線	新 本宮字小林46番 1 地先	本宮字上越場48番 4 地先
		旧 本宮字鬼柳 195番地先	
D b 605	前九年三丁目18号線	前九年三丁目12番24号地先	新 前九年三丁目 208番 3 地先
			旧 前九年三丁目 12番 17 号地先

都 6	北街道線	新	下飯岡 4 地割 241番地先	上飯岡18地割43番地先
		旧	下飯岡11地割87番 2 地先	
都 111	辻屋敷線	新	下飯岡 2 地割 273番 1 地先	上飯岡17地割67番 1 地先
		旧	下飯岡 3 地割 121番 1 地先	
都 112	寺前線	新	上飯岡19地割 309番地 先	上飯岡11地割 1 番地先
		旧	下飯岡11地割 137番 2 地先	
都 339	因幡2号線	新	羽場14地割 110番 1 地 先	羽場14地割67番 2 地先
		旧	羽場14地割 106番地先	
都 473	二又2号線	下飯岡 1 地割 101番 1 地先		新 下飯岡 1 地割 104番地 先
都 1008	稻荷・林崎線	羽場11地割45番地先		新 上飯岡12地割 137番 1 地先
都 1515	永堰中村線	新	上飯岡12地割 242番地 先	上飯岡22地割29番地先
		旧	羽場 6 地割 139番 1 地 先	
都 1787	永堰南百目木線	新	羽場 5 地割 185番地先	羽場 3 地割 110番地先
		旧	羽場 6 地割 158番 1 地 先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を
求めるものである。

議案第 72 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第42条第1項第2号中「前条第1項第2号」を「附則第20条第1項第2号」に、「をいう」を「に附則別表第18の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう」に改め、同条第2項中「0.986」を「1.000」に改める。

附則に次の1表を加える。

附則別表第18（附則第42条関係）

昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.221
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.231
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.257
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.263
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.263
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.269
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.279
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.290
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.291

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 73 号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例等の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

(盛岡市市税条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

第34条第2項の表第1号才中「法人税法第2条第16号」を「法第 292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、施行令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第45条の5第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第45条の6第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第49条の4及び第49条の6中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第 132条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

第 139条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」

を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第147条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第5条の4の次に次の見出し及び2条を加える。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第5条の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第36条の6第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第38条第4項の規定による申告書の提出（第38条の2の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5条の6 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納稅義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7

条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第7条の2の2第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。

附則第8条の見出し中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第10条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に、「平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「平成27年法律第2号。附則第17条の3第1項において「平成27年改正法」という。）附則第18条第1項」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第13条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第13条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	1万 800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に初回車両番号指定を受

けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	1万 800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	1万 800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「第15項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項、第30項若しくは第40項」を「第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項」に改める。

附則第16条の見出し、附則第17条（見出しを含む。）及び附則第17条の2中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第17条の3中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「平成27年改正法附則第18条第1項」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

（盛岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中附則第13条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第13条の2第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、

同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万 800円	1万 2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第4号中「第75条の改正規定」を「第75条第2号の改正規定（同号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）」に、「及び第4項」を「及び第5項」に改め、同条第6号中「並びに第45条の7の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の次に1条を加える」を「、第45条の7の2第1項並びに第75条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（同号ア(イ)及び(ウ)に係る部分を除く。）並びに同条第3号及び附則第13条の2の」に、「附則第3条第2項、第3項及び第4項」を「附則第3条第2項から第4項まで及び第5項」に改める。

附則第3条第4項の表中「附則第13条の2」を「附則第13条の2第1項」に、「附則第3条第4項」を「附則第3条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「第75条」を「第75条第2号（同号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 新条例第75条第1号、第2号（同号ア(イ)及び(ウ)に係る部分を除く。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規

定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の5の規定は、個人の市民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 新条例附則第5条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。